



《 会員募集と商工貯蓄共済加入推進について 》

黒崎商工会では11月を会員募集と商工貯蓄共済加入の推進月間としております。
商工会の役職員が伺いましたら、皆様からご協力をいただきますようお願い申し上げます。

●青年部主催の「ハロウィンイベント」を開催しました

黒崎商工会青年部では、10月27日(土)に大野小学校にて児童を対象とした「ハロウィンイベント」を開催しました。このイベントは、昨年に続き2回目の開催で、青年部と大野小学校、PTA、商工会女性部の協力により実施しました。

当日は、約100名の児童、約90名の保護者がこのイベントに参加し、児童の皆さんは、思い思いの衣装を身にまとい、仮装コンテストや、ペインティング、写真撮影などを行いました。



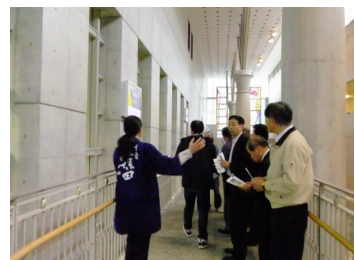
●女性部 視察研修旅行を実施しました

去る10月17日～18日、黒崎商工会女性部の視察研修旅行を実施しました。1日目は群馬県のこんにやくパークを見学し、万座温泉に宿泊しました。2日目は長野県の長和町を訪問。長和町商工会女性部の行っている「おもてなし交流事業」により、紙漉きによる団扇づくりや、中山道の宿場町である和田宿等を長和町の女性部の案内で見学しました。



●商業部会 視察研修を実施しました

去る10月24日、黒崎商工会商業部会の視察研修を実施しました。長岡市の朝日酒造(株)を訪問し、担当者から清酒製造現場の案内を受け、厳しい衛生管理や清酒の商品開発についての話もお聞きました。朝日酒造(株)直営の売店、レストランも見学し、大変参考になる内容でした。



●経営講習会 「絶対に失敗しないクレーム解決術」 開催について

黒崎商工会では、上記テーマの講習会を行います。
皆様のご参加をお待ちしております。

- ・日時 平成30年11月28日(水)午後5時～6時30分
 - ・会場 黒崎商工会館 2階研修室
 - ・講師 前田京子事務所 代表 産業カウンセラー 前田京子 氏
 - ・受講料 無料(懇親会に参加の方は負担金3,000円)
- ※詳細、申し込みについては別紙チラシをご覧ください。



●金融相談会(一日公庫)のお知らせ

日本政策金融公庫新潟支店の金融相談会(一日公庫)を下記のとおり実施します。運転資金、設備資金、季節資金のご利用をお考えの方は、この機会をご利用下さい。

- ・日時 平成30年11月16日(金) 午前10時～午後4時
 - ・会場 黒崎商工会館
- ※事前申し込み必要(詳細は別紙チラシをご覧ください。)



裏面もご覧下さい

●事業所「定期健康診断」のお知らせ

黒埼商工会館において、事業所健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用下さい。

なお、詳細は別紙案内文書をご参照ください。

- ・日 時 平成30年12月11日(火)午前9時～11時
- ・申込方法 別紙「定期健康診断申込書」を申込期限までに黒埼商工会へFAXにてお申し込みください。



●西区連合商工会 講演会

「物売るな、物語を売れ！～売れない時代の新しい売り方～」開催について

西区連合商工会では、上記テーマの講演会を赤塚商工会館で開催いたします。
皆様のご参加をお待ち申し上げます。



- ・日時 平成30年12月5日(水)午後2時～3時15分
 - ・会場 赤塚商工会館 2階大ホール
 - ・講師 湘南ストーリーブランディング研究所 代表 川上徹也 氏
 - ・受講料 無料
- ※詳細、申し込みについては別紙チラシをご覧ください。

●一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を

労働者（パート、アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことのできない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、より良い人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

まだ労働保険の加入手続きを行っていない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをとられるようお願いいたします。（商工会でも加入手続きができますのでご相談下さい）

ご不明な点はお気軽にお問合わせください。

（問い合わせ先） 新潟労働局総務部 労働保険徴収課（電話025-288-3502）

又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

●消費税軽減税率対策補助金について

消費税率の改正（10%への移行）は2019年10月1日に予定されています。改正と同時に軽減税率制度が導入され、軽減税率対象品目（酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの））を扱う事業者は、請求書、レシート等に軽減税率分（8%）がわかるように記載する必要があります。

国では複数税率に対応するレジの購入費用等の補助や、複数税率に対応するため電子的な受発注システムの改修費用を補助する制度があります。（補助事業の完了期限は2019年9月30日迄となっています。複数税率を扱うことになる事業者が対象となります。）

※詳しくは 商工会へお問合せいただくか軽減税率対策補助金ホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)でご確認ください。

※この補助金に対して県の職員を語って金銭を振込ませる詐欺や、レジを含む高額商品をリース契約させられた事案が発生していますのでご注意ください。

●商工会だよりの発送について(会員の皆様へ)



黒埼商工会では、毎月、会員に発送している「商工会だより」について、クロネコ便を利用していますが、12月分からクロネコヤマトのシステム変更により、住所ラベル作成のため、クロネコヤマトのクラウドに住所、事業所名データを保存することになりましたのでご了承ください。